

(証券コード9077)
平成27年6月8日

株主各位

名古屋市東区葵二丁目12番8号

名鉄運輸株式会社

取締役社長 柴田 雄己

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席をいただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）
午前10時
(受付は9時からとなります)
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名鉄グランドホテル 柏の間(11階)
3. 目的事項
 - (1) 報告事項 1. 第82期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役7名選任の件
第4号議案	監査役4名選任の件
第5号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提示が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

ホームページアドレス <http://www.meitetsuunyu.co.jp>

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提示くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税に伴う反動減により需要の落ち込みが顕在化し、円安による物価の上昇など消費マインドの低迷が続きましたが、アベノミクスによる積極的な「金融政策」、「財政政策」、「成長政策」の推進により、円安進行を背景にした株価の顕著な推移や、輸出増加を受けて関連する製造業へ効果が波及するなど、景気は緩やかながら回復基調となりました。

物流業界におきましては、消費増税後の需要の落ち込みが長期化したことから、公共投資などの住宅建設需要の低迷や、日用品や食料品などの個人消費貨物については大幅に落ち込んだこともあり低調に推移しました。また、慢性的な乗務員不足によって、人材確保による採用費・人件費の増加が経営の負担となるなど、依然として厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループでは、中期経営計画最終年度を迎え、混載事業の差別化と最適サービス提供による収益力の強化を中心としたグループ総合力の向上を目指して、名鉄トラックグループ各社との共同営業を推進するなど、混載事業の拡大に注力しました。

営業面におきましては、当社グループが一体となり、メーカーを中心としたグループ共同営業の展開を推進し、既存顧客の販売拡大や、新規顧客の獲得に努めました。また、グループ全体の施策としては、貨物重量に応じた適正運賃収受の交渉、付帯作業料の収受など運賃契約の見直しを実施しました。

さらに、前連結会計年度よりシステム構築に取り組んでいる名鉄トラックグループ『業務・システム改革プロジェクト』については、輸送情報のリアルタイム化を推進するとともに、各支店に設置してある端末の更新を行い、顧客サービス向上と業務の効率化を進めました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

(貨物自動車運送事業)

「路線事業」では、メーカーを中心とした営業展開及び、営業担当者全体のスキルアップを目的とした研修を積極的に行い、提案営業ができる体制と情報共有の強化を図りました。また、運行便と集配車両の稼働率向上にも取り組みましたが、消費増税後の反動による物量の減少から路線事業の売上高は前期実績を上回ることができませんでした。

「区域事業」では、慢性化した乗務員不足の影響もあって、売上高が前期実績を下回った一方で集配委託料が増加しました。

「引越事業」では、事務所移転や各種イベントなどの受注件数が前期を上回りましたが、法人引越の減少や同業他社との競合激化により売上高は前期実績を下回りました。

以上の結果、貨物自動車運送事業における売上高は、前期比1.7%減の80,815百万円となりました。

(航空利用運送事業)

航空利用運送事業では、積極的に取り組んできた適正運賃収受が効果を上げてきており、主要顧客のパソコン周辺機器についても輸送量が回復基調にありましたが、消費増税後の反動から全体的な輸送量が低下したことが影響し、売上高は前期実績を下回りました。

以上の結果、航空利用運送事業における売上高は、前期比6.3%減の7,531百万円となりました。

(流通事業)

流通事業では、日用品メーカーの取り扱いを増やすことができた一方で、消費増税後の反動による物量の減少や、夏場の冷夏の影響によって飲料等の出荷量が伸び悩んだこともあって売上高は前期実績を下回りました。

以上の結果、流通事業における売上高は、前期比3.2%減の4,104百万円となりました。

(その他)

その他の事業では、前期に解散した子会社の施設を新規で賃貸するなど有効活用に向けた結果、前期比14.8%増の170百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期比2.2%減の90,852百万円となりました。一方で、軽油単価の下落や経費削減の取り組みの成果もあって、営業利益は前期比12.6%増の2,812百万円、経常利益は前期比15.9%増の2,883百万円、当期純利益は前期比37.8%増の1,807百万円となりました。

単独業績につきましては、売上高は、53,998百万円、営業利益は1,286百万円、経常利益は1,601百万円となり、当期純利益は、前期比26.3%増の1,013百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は経済対策による円安進行を受けて、引き続き輸出企業を中心に堅調な業績が予想されます。また、消費マインドの持ち直しを背景に、食料品や日用品など個人消費に回復の兆しが見られる一方で、消費増税後の景気落ち込みからの回復は依然として緩慢なものと思込まれます。

こうした経済環境を受け、物流業界におきましても消費増税以降の個人消費貨物の持ち直しは堅調ではありますが、一方で公共投資の落ち込みにより建設関連貨物が減少傾向となるなど、荷動きは依然として先行き不透明さが残ります。また、春闘において大手企業が賃上げを回答しているほか、企業の採用意欲が高水準となってきたこともあって人手不足が慢性化しており、今後も人材確保が難しい環境が予想されます。

このような状況の中、当社グループは平成27年度を初年度とする、新中期経営計画を策定しました。経営方針を「混載事業の拡大を図り、持続的に成長する企業グループを目指す」とし、基本戦略を「混載事業の強化」、「事業継続に向けた人材確保」、「ネットワークの維持強化」、「同業他社との連携強化」、「効果的な投資による企業インフラの強化」、「有利子負債の削減」、「関連会社統廃合による効率経営の実現」の7項目として以下の施策を推進してまいります。

利益を確保する為に、東京オフィスの情報集約機能を有効活用し、名鉄トラックグループ各社との連携強化を図り、各地域の営業担当責任者を軸に、メーカー営業を推進することで、中・長期的なスタンスで利益を生む顧客の新規獲得を目指します。

また、名鉄トラックグループ各社との輸送体制の効率化をおこない、サービスの充実、並びに輸送コストの削減に向けて、長距離輸送の鉄道輸送化や幹線輸送網の最適化による効率的なネットワークを構築します。

当社が物流業界で同業者に負けない高品質なサービスを継続して提供していくためには、物流の最前線で活躍する乗務員の確保並びに教育が大前提であると考えております。乗務員の人材確保が困難な環境の中で、処遇の改善に向けて、引き続き適正運賃の収受に対するお客様のご理解を求めるとともに、品質向上・安全教育の徹底に努めてまいります。

特に安全教育に対しては、輸送業に携わるものとして、「安全の確保が最も重要な使命」であると自覚し、安全をすべてにおいて優先し、絶えず輸送の安全性向上に努めるとともに、公共の道路を使用して事業を営むものとして、法令・規則・社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い、法令遵守を徹底してまいります。

当社グループは、多くのみなさまから安心して信頼をいただくことが発展の基盤です。今後も誠実で堅実な経営を通じ、みなさまのご期待にお応えできるよう努めてまいります。

株主のみなさまには、深いご理解と一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は3,861百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

○当社及び子会社　　営業用車両代替

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (平成23年度)	第80期 (平成24年度)	第81期 (平成25年度)	第82期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	89,689	92,289	92,852	90,852
当期純利益 (百万円)	2,108	772	1,311	1,807
1株当たり 当期純利益(円)	86.78	31.80	53.99	74.40
総 資 産 (百万円)	80,212	80,071	79,979	80,483
純 資 産 (百万円)	12,215	13,210	12,951	15,020

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したしております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (平成23年度)	第80期 (平成24年度)	第81期 (平成25年度)	第82期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	53,041	53,031	54,232	53,998
当期純利益 (百万円)	1,918	894	802	1,013
1株当たり 当期純利益(円)	78.96	36.80	33.04	41.72
総 資 産 (百万円)	58,129	59,557	60,430	61,272
純 資 産 (百万円)	7,477	8,461	9,271	10,329

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したしております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は名古屋鉄道株式会社であり、同社は当社の株式を12,315千株（持株比率50.69%）保有しております。また、当社は同社の企業集団の中にあつて、運輸会社で形成する「名鉄・運輸グループ」の中核となっております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主な事業概要
四国名鉄運輸(株)	百万円 240	% 76.5	一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送を含む)
名鉄ゴールデン航空(株)	96	100.0	第二種利用運送事業
名鉄急配(株)	100	100.0	一般貨物自動車運送事業
九州名鉄運輸(株)	100	100.0	一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送を含む)
北陸名鉄運輸(株)	60	100.0	一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送を含む)
東北名鉄運輸(株)	49	100.0	一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ貨物運送を含む)

③ 企業結合の結果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む20社であり、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高等は、「1. (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む）、貨物利用運送事業法による第一種及び第二種利用運送事業、流通事業等一貫輸送体制の総合物流事業を営んでおり、その主な内容は、次のとおりであります。

区 分	内 容
貨物自動車運送事業	一般貨物輸送、貸切輸送、コンテナ輸送、こぐまの代引きシステム便、こぐまの大きな引越便、こぐまの小さな引越便、こぐまの名鉄信書便、J I T B O Xチャーター便
航空利用運送事業	航空貨物輸送、航空運送代理店業、M D S（個人情報貨物輸送）
流通事業	貨物保管、在庫管理、流通加工、配送

(8) 主要拠点等

① 主要な事業所

会 社 名	本 店	主な事業所
当 社	名古屋市	北関東支社（足利市）、東京支社（東京都江東区）、名古屋支社（小牧市）、大阪支社（大阪市）他
四国名鉄運輸(株)	松山市	松山支店（松山市）他
名鉄ゴールデン航空(株)	東京都江東区	東京支店（東京都品川区）他
名鉄急配(株)	稲沢市	稲沢支店（稲沢市）他
九州名鉄運輸(株)	福岡県糟屋郡	福岡支店（福岡県糟屋郡）他
北陸名鉄運輸(株)	金沢市	金沢支店（金沢市）他
東北名鉄運輸(株)	岩手県紫波郡	盛岡支店（岩手県紫波郡）他

② 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,882名	14名増

(注) 従業員数には、パート、アルバイト等は含んでおりません。

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,386名	15名増	43.5歳	13.0年

(注) 従業員数には、パート、アルバイト等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株名鉄マネジメントサービス	10,547
株三菱東京UFJ銀行	5,525
みずほ銀行(株)	1,412
三井住友信託銀行(株)	1,375

百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 79,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,402,991株
(自己株式 112,029株を含む)
- (3) 株主数 1,385名

(4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
名古屋鉄道(株)	12,315	50.69
三井住友信託銀行(株)	1,006	4.14
(株)三菱東京UFJ銀行	965	3.97
名鉄運輸従業員持株会	768	3.16
第一生命保険(株)	530	2.18
三菱ふそうトラック・バス(株)	490	2.01
日本生命保険(相)	423	1.74
鈴 与 (株)	400	1.64
三井住友海上火災保険(株)	380	1.56
朝日火災海上保険(株)	374	1.54

(注) 持株比率は、自己株式112,029株を控除して計算いたしております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柴田 雄己	代表取締役 取締役社長	
上春 陽一	代表取締役 専務取締役	営業統括 中京通運㈱代表取締役社長
杉浦 実	代表取締役 専務取締役	経営管理統括
松田 康博	常務取締役	経営管理統括代行
村山 功	常務取締役	東京支社長
榊原 勝則	取締役	関連事業部長兼内部統制室長
亀崎 剛	取締役	営業部長兼東京営業部長
長谷川 靖	取締役	営業管理部長
川松 昌市	取締役	財務部長
中島 慎太郎	取締役	四国名鉄運輸㈱代表取締役社長
濱 正典	取締役	名鉄急配㈱代表取締役社長
田中 明彦	取締役	名鉄ゴールデン航空㈱代表取締役社長
今井 繁	取締役	信州名鉄運輸㈱代表取締役社長
河野 英雄	取締役	名古屋鉄道㈱代表取締役会長 名鉄バス㈱代表取締役会長 ㈱名鉄マネジメントサービス代表取締役会長 ㈱名鉄プロパティ 代表取締役会長 ㈱名鉄インプレス 代表取締役会長
内田 互	取締役	名古屋鉄道㈱代表取締役専務取締役 名鉄セコム㈱代表取締役社長
高木 義博	常任監査役 (常勤)	
小笠原 敏彦	監査役	名古屋鉄道㈱常任監査役
鈴木 實	監査役	中部国際空港㈱執行役員

(注) 1. 監査役小笠原敏彦氏並びに鈴木實氏は、社外監査役であります。

なお、鈴木實氏につきましては、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出たしております。

2. 平成26年6月25日開催の第81回定時株主総会において、取締役全員が任期満了により改選されるとともに、監査役1名が辞任し、その補欠として1名が選任されました。

3. 小笠原敏彦氏は、親会社の常任監査役であり、長年にわたる財務部門の経験を有しております。

4. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、親会社及び親会社のグループ会社の役員が取締役におり、親会社の連結経営体制の観点から公正かつ中立性をもって多面的な視点で常勤取締役の業務執行に対して適切な意見や助言を得られるガバナンス体制を採っております。

しかしながら、会社法改正等の最近の状況を鑑み、社外取締役を置くことを検討し、本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

役員の変動は、重任者を除き次のとおりであります。

氏名	新	旧
長谷川 靖	取締役	(新任)
川松 昌市	取締役	(新任)
内田 互	取締役	(新任)
小笠原敏彦	監査役	(新任)
島 俊成	(退任)	取締役
吉川 篤史	(退任)	取締役
松林 孝美	(退任)	取締役
内田 互	(辞任)	監査役

5. 役員の担当が次のとおり一部変更になりました。
平成26年5月16日付

氏名	新	旧
松田 康博	経営管理統括代行	大阪支社長
亀崎 剛	営業部長兼 東京営業部長	営業部長
島 俊成	—	名古屋支社長

6. 役員の主な職業が次のとおり一部変更となりました。
平成26年6月27日付

氏名	新	旧
内田 互	名古屋鉄道(株) 代表取締役専務取締役	名古屋鉄道(株) 常務取締役財務部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	18 <small>名</small>	84 <small>百万円</small>
監 査 役	4	13
(うち社外監査役)	(3)	(1)
合 計	22	97

- (注) 1. 上記支給額には、当期に費用処理した役員退職慰労引当金の繰入額11百万円が含まれております。
2. 上記のほか、平成26年6月25日開催の第81回定時株主総会の決議により、退任取締役1名に退職慰労金1百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

ア 監査役小笠原敏彦氏は、名古屋鉄道株式会社の常任監査役であり、同社は当社の親会社であります。

イ 監査役鈴木實氏は、中部国際空港株式会社の執行役員であります。同社と当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	小笠原 敏彦	就任後の取締役会には11回中9回出席し、経営計画全般にわたり意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、就任後の監査役会は5回開催されましたが、そのすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見表明等を行っております。
	鈴木 實	当事業年度開催の取締役会には15回中14回出席し、経営計画全般にわたり意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会は6回開催されましたが、そのすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見表明等を行っております。

③ 当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬

区 分	人 数	役員報酬等
社 外 監 査 役	2名	16百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

43百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとることとします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を制定し、継続的にその精神を当社およびグループ各社の役職員を含め浸透させ、企業活動の基本となるコンプライアンスの遵守を徹底する。

- ② 当社社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理担当役員を任命する。企業倫理委員会はコンプライアンスに関する当社およびグループ各社の取り組みを横断的に統括する。当社グループ全体での徹底・運用体制をはかるため、グループ各社にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置する。
- ③ 法令違反その他疑義のある行為について、役職員等が直接情報提供を行う内部通報制度としてヘルプラインを設置して、当社およびグループ各社の役職員等からの通報を受け付ける。また、内部監査部門は、当社およびグループ各社のヘルプラインへの通報状況と併せ、当社およびグループ各社のコンプライアンスの状況を監査し定期的に企業倫理委員会に報告を行うとともに、必要に応じて取締役会および監査役にも報告を行うものとする。
- ④ 当社およびグループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を構築する。
- ⑤ 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」および各管理マニュアルを整備し、職務執行に係る情報の適切な保存・管理・廃棄を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直しを行う。保存文書に関しては、保存媒体に応じて検索性の高い状態で保存管理できる体制をとる。
- ② 当社取締役または監査役が保存文書の閲覧を求めた時は、常時これらを閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「名鉄グループリスク管理基本方針」に従って当社およびグループ各社の事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- ② 「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、当社およびグループ各社の事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的に「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」を制定する。
- ③ 当社社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理を担当するリスク管理担当役員を任命する。また、当社およびグループ各社にリスク管理責任者およびリスク管理担当者を配置する。
- ④ グループ各社は、「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」に従い、「リスク管理規程」を制定しリスク管理体制を整備する。リスク管理責任者およびリスク管理推進担当者は、所管する業務に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時には主体的に対応する。
- ⑤ 安全、品質、環境、情報セキュリティ等に係る損失の危険の管理については、それぞれの当社担当部署にて、グループ各社を含め横断的な研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ各社を跨ぐリスクの監視は、当社内部監査部門が行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、この計画に基づく事業年度ごとの予算を当社およびグループ各社が立案する。予算の執行管理について、当社は、毎月部長会を開催する他、グループ各社には毎月報告を義務付けるとともに定期的な報告会を開催し適切な指示を行う。
- ② 取締役および役職員による意思決定と業務遂行については、当社およびグループ各社ごとに職務分掌と職務権限に関する規程を整備し、権限および責任を明確にするとともに組織間の適切な役割分担と連携を確保し、業務の効率的な遂行を図る。
- ③ 当社は取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の把握を機動的に行う。また、「取締役会附議基準」を整備し、重要事項の取締役会への附議を徹底する。取締役会での討議が豊穡なものとなるよう、事前に十分な資料が全役員に配布される体制をとる。
- ④ 当社内部監査部門は、「監査規程」に基づいて当社およびグループ各社の内部統制システムについての内部監査を実施し、当社社長および担当役員に報告を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① グループ各社へは、事業の遂行にあたり「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に基づき一定の重要事項について事前に当社と協議、またはすみやかな当社への報告を義務付ける。
- ② グループ各社の取締役の職務の執行状況は、各社ごと定期的に当社社長等への報告会を開催して確認する体制としている他、グループ各社の社長が一堂に会する「グループ経営者会議」を定期的に開催し職務の執行の報告を行なわせる。

(6) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「名鉄グループ企業倫理基本方針」に沿って制定した「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を遵守し、グループ各社に対してもその周知・徹底を指導する。
- ② 当社グループの業務の適正確保のため、「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に従い重要事項については当社への事前協議・報告制度を義務付ける。
- ③ グループ各社にコンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社担当部署は直ちに担当取締役を通じて監査役に報告するとともに、改善策の策定を求める体制を確立する。
- ④ グループ各社は、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に従い、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。
- ⑤ 当社各部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ全般に係る政策の立案およびグループ各社への指導・教育を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の要請により、当社社長は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、監査役補助者）を選定する。また、その選定、異動、評価については監査役の意見を聴取し尊重するものとする。
- ② 「監査役補助者規則」を制定し、監査役の監査業務に関する監査役補助者への指示・命令に関して、当該監査役補助者へ取締役の指揮命令権が及ばない体制を整備する。
- ③ 「監査役補助者規則」に監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を明記する。

(8) 当社の取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制、当社子会社の取締役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役等および使用人の監査役への報告については「監査役への報告規則」に規定して運用を行う。
- ② 当社およびグループ各社の取締役等および使用人は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。
- ③ 監査役とグループ各社の監査役および当社内部監査部門等による定期的な意見交換会を設置する。

(9) 前項目の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

監査役へ報告を行った、当社およびグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「監査役への報告規則」に明記して当社およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社の主要な会議に出席することができる。
- ② 会社の経営方針、対処すべき課題、会社をとりまくリスク、監査上の重要課題等に関して意見を交換し相互認識を深めることを目的として、監査役と代表取締役・役付取締役による定期的な意見交換会を設置する。

(注) 本事業報告中の金額表示は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示いたしております。

連結貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,288	流動負債	34,722
現金及び預金	255	支払手形及び営業未払金	7,465
受取手形及び営業未収金	13,948	電子記録債務	763
有価証券	2	短期借入金	12,419
貯蔵品	163	1年内返済予定長期借入金	6,493
繰延税金資産	277	リース債務	72
その他	660	未払費用	2,433
貸倒引当金	△ 19	未払法人税等	1,021
固定資産	65,195	賞与引当金	276
有形固定資産	58,229	その他	3,775
建物及び構築物	10,182	固定負債	30,741
機械装置及び運搬具	8,854	長期借入金	14,969
土地	38,172	リース債務	64
リース資産	189	預り保証金	371
建設仮勘定	280	繰延税金負債	288
その他	550	役員退職慰労引当金	151
無形固定資産	1,355	退職給付に係る負債	10,607
ソフトウェア	955	資産除去債務	615
リース資産	13	再評価に係る繰延税金負債	2,160
その他	386	その他	1,511
投資その他の資産	5,609	負債合計	65,463
投資有価証券	2,158	(純資産の部)	
長期貸付金	74	株主資本	12,902
繰延税金資産	1,227	資本金	2,065
その他	2,225	資本剰余金	1,534
貸倒引当金	△ 76	利益剰余金	9,323
資産合計	80,483	自己株式	△ 21
		その他の包括利益累計額	1,261
		その他有価証券評価差額金	647
		土地再評価差額金	1,917
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,303
		少数株主持分	856
		純資産合計	15,020
		負債・純資産合計	80,483

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		90,852
売 上 原 価		84,449
売 上 総 利 益		6,402
販売費及び一般管理費		3,589
営 業 利 益		2,812
営 業 外 収 益		285
受取利息及び配当金	66	
そ の 他	219	
営 業 外 費 用		215
支 払 利 息	193	
そ の 他	22	
経 常 利 益		2,883
特 別 利 益		477
固 定 資 産 売 却 益	211	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	266	
特 別 損 失		168
固 定 資 産 処 分 損	46	
減 損 損 失	104	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5	
そ の 他	12	
税金等調整前当期純利益		3,191
法人税、住民税及び事業税		1,463
法人税等調整額		△ 142
少数株主損益調整前当期純利益		1,871
少 数 株 主 利 益		63
当 期 純 利 益		1,807

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,065	1,534	7,929	△ 21	11,509
会計方針の変更による累積的影響額			△ 292		△ 292
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,065	1,534	7,637	△ 21	11,217
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 121		△ 121
当期純利益			1,807		1,807
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,685	△ 0	1,685
当 期 末 残 高	2,065	1,534	9,323	△ 21	12,902

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	555	1,711	△ 1,641	625	816	12,951
会計方針の変更による累積的影響額					△ 11	△ 303
会計方針の変更を反映した当期首残高	555	1,711	△ 1,641	625	805	12,647
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 121
当期純利益						1,807
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	92	206	338	636	51	687
連結会計年度中の変動額合計	92	206	338	636	51	2,372
当 期 末 残 高	647	1,917	△ 1,303	1,261	856	15,020

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数 20社

主要な連結子会社の名称

四国名鉄運輸(株)、九州名鉄運輸(株)、名鉄ゴールデン航空(株)、東北名鉄運輸(株)

なお、柳島運送(株)は清算終了により消滅しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社等の名称 中京通運(株)

(2) 持分法非適用の関連会社数 2社

主要な会社等の名称

(株)近鉄エクスプレス四国

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

② 貯蔵品

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産除く)

a 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

b 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

但し、一部の連結子会社は定率法によっております。

定率法によっている連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）について、定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却をする方法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産
（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証のある場合は、残価保証額）とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を、それぞれ採用しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用に計上しております。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（1年～7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することにしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

なお、金額に重要性がない場合は発生時に一時償却しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直して、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が381百万円増加し、利益剰余金が292百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度0百万円)については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	43,610百万円
2. 受取手形割引高	207百万円
3. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
預 金	7百万円
建物及び構築物	2,340百万円
機械装置及び運搬具	31百万円
土 地	15,429百万円
担保付債務	
割引手形	21百万円
短期借入金	416百万円
1年内返済予定長期借入金	3,155百万円
長期借入金	4,212百万円

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
- ・再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 5,585百万円

5. 国庫補助金等による圧縮記帳額

建物及び構築物の取得原価から5百万円、機械装置及び運搬具の取得原価から3百万円控除されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式 24,402,991株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月25日開催の第81回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ① 配当金の総額 121百万円
- ② 配当原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当金額 5円
- ④ 基準日 平成26年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成26年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月24日開催の第82回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 121百万円
- ② 配当原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当金額 5円
- ④ 基準日 平成27年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成27年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、当社の兄弟会社でありグループファイナンス事業を営む(株)名鉄マネジメントサービス及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施して支払利息の固定化を実施しております。また、外貨建長期借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクに対して通貨スワップを実施して、元本及び支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うことにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	255	255	—
(2) 受取手形及び営業未収金	13,948	13,948	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,527	1,527	—
(4) 支払手形及び営業未払金	7,465	7,465	—
(5) 電子記録債務	763	763	—
(6) 短期借入金	12,419	12,419	—
(7) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	21,463	20,614	△849
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び営業未払金、(5)電子記録債務、並びに(6)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされ、また一部の外貨建の長期借入金は、通貨スワップの振当処理の対象とされており（下記(8)参照）、これらの時価は、取引金融機関から提示された当該金利スワップ等の評価額に基づいて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	583円09銭
1 株当たり当期純利益	74円40銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業所施設	建物等	香川県丸亀市ほか
営業設備	車両運搬具等	東京都江戸川区
遊休資産	建物、無形固定資産等	東京都台東区ほか

当社グループは、管理会計上の区分を基礎にグルーピングを行っておりますが、現在未稼動で今後も事業の用に供する予定のないものについては遊休資産としてグルーピングしております。

以上の資産については収益性が著しく低下したことにより、投資の回収が困難と見込まれるため帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（104百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。また使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.3%で割り引いて算定しております。

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,091	流動負債	26,800
現金及び預金	63	支払手形	943
受取手形	1,536	電子記録債務	763
営業未収金	6,607	営業未払金	2,876
貯蔵品	113	短期借入金	12,384
前払費用	254	1年内返済予定長期借入金	5,626
短期貸付金	2,452	未払金	343
未収入金	75	未払消費税等	741
繰延税金資産	113	未払法人税等	541
その他	40	未払費用	1,240
貸倒引当金	△ 166	預り金	175
		前受収益	54
固定資産	50,181	関係会社事業損失引当金	67
有形固定資産	41,766	その他	1,041
建物	5,224	固定負債	24,143
構築物	686	長期借入金	14,182
機械及び装置	70	繰延税金負債	57
車両運搬具	6,739	役員退職慰勞引当金	49
工具器具及び備品	426	関係会社事業損失引当金	9
土地	28,511	退職給付引当金	5,790
リース資産	45	資産除去債務	343
建設仮勘定	62	再評価に係る繰延税金負債	1,969
無形固定資産	1,164	その他	1,742
借地権	126	負債合計	50,943
ソフトウェア	891	(純資産の部)	
その他	145	株主資本	8,163
投資その他の資産	7,250	資本金	2,065
投資有価証券	1,654	資本剰余金	1,534
関係会社株式	4,295	その他資本剰余金	1,534
長期貸付金	74	利益剰余金	4,584
差入保証金	1,126	利益準備金	31
その他	155	その他利益剰余金	4,552
貸倒引当金	△ 55	資産圧縮積立金	803
		繰越利益剰余金	3,749
資産合計	61,272	自己株式	△ 21
		評価・換算差額等	2,165
		その他有価証券評価差額金	603
		土地再評価差額金	1,561
		純資産合計	10,329
		負債・純資産合計	61,272

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		53,998
売 上 原 価		51,025
売 上 総 利 益		2,973
販売費及び一般管理費		1,686
営 業 利 益		1,286
営 業 外 収 益		530
受取利息及び配当金	380	
そ の 他	150	
営 業 外 費 用		216
支 払 利 息	157	
そ の 他	59	
経 常 利 益		1,601
特 別 利 益		189
固 定 資 産 売 却 益	54	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	121	
そ の 他	13	
特 別 損 失		141
固 定 資 産 処 分 損	40	
減 損 損 失	40	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	48	
そ の 他	12	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,649
法人税、住民税及び事業税		732
法 人 税 等 調 整 額		△ 95
当 期 純 利 益		1,013

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合 計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
			資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,065	1,534	19	797	3,044	△ 21	7,440
会計方針の変更による累積的影響額					△ 169		△ 169
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,065	1,534	19	797	2,875	△ 21	7,271
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			12		△ 133		△ 121
当 期 純 利 益					1,013		1,013
資産圧縮積立金の取崩				△ 31	31		—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				37	△ 37		—
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	—	12	5	873	△ 0	891
当 期 末 残 高	2,065	1,534	31	803	3,749	△ 21	8,163

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	464	1,365	1,830	9,271
会計方針の変更による累積的影響額				△ 169
会計方針の変更を反映した当期首残高	464	1,365	1,830	9,102
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 121
当 期 純 利 益				1,013
資産圧縮積立金の取崩				—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				—
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	139	196	335	335
事業年度中の変動額合計	139	196	335	1,227
当 期 末 残 高	603	1,561	2,165	10,329

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
 - (2) 貯蔵品の評価基準及び評価方法
移動平均法に基づく原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法
 - ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法
なお、取得価額10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却をする方法を採用しております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき期末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用に計上しております。数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することにしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップについては振当処理を、それぞれ採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直して、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が169百万円増加し、利益剰余金が169百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|----|--|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,182百万円 |
| 2. | 担保資産及び担保付債務 | |
| | 担保に供している資産 | |
| | 建物 | 1,073百万円 |
| | 車両運搬具 | 31百万円 |
| | 土地 | 10,345百万円 |
| | 担保付債務 | |
| | 1年内返済予定長期借入金 | 2,580百万円 |
| | 長期借入金 | 3,675百万円 |
| 3. | 国庫補助金等による圧縮記帳額 | |
| | 建物の取得原価から5百万円、車両運搬具の取得原価から3百万円控除されております。 | |
| 4. | 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| | 短期金銭債権 | 2,631百万円 |
| | 短期金銭債務 | 1,452百万円 |
| 5. | 保証債務 | |
| | 他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。 | |
| | 北陸名鉄運輸(株) | 796百万円 |
| | 関東名鉄カーゴサービス(株) | 5百万円 |

6. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
- ・再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 5,337百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	売 上 高	4,609百万円
	仕 入 高	12,495百万円
	そ の 他 の	
	営 業 取 引	2百万円
	営 業 取 引 以	
	外 の 取 引 高	409百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	112,029株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、退職給付引当金等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額と資産圧縮積立金であります。

なお、上記の他に再評価に係る繰延税金負債を計上しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
(子会社)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北陸名鉄運輸(株)	所有直接 100%	運送の委託・受託、資金の貸付・借入	債務保証(注1)	796	—	—
子会社	四国名鉄運輸(株)	所有直接 76.5%	運送の委託・受託、資金の貸付・借入	資金の貸付・借入(注2)	319	短期貸付金	113
子会社	東北名鉄運輸(株)	所有直接 100%	運送の委託・受託、資金の貸付・借入	資金の貸付・借入(注2)	277	短期貸付金	1,175

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債務保証は、子会社の金融機関等からのリース債務に対して行っているものであります。

(注2) 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステムによる取引が含まれており、取引金額については資金の貸付残高の純増減額を記載しております。

なお、当事業年度におけるキャッシュマネジメントシステムを利用した貸付額は2,686百万円であります。

貸付利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(兄弟会社等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株名鉄マネジメントサービス	なし	資金の貸付・借入	短期資金借入貸付の純増減(注1)	507	短期借入金	10,547
				利息の支払(注1)	24	—	—
親会社の子会社	名鉄不動産(株)	なし	不動産の売却	事業用地の売却手付金(注2)	1,500	固定負債のその他	1,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステムを利用しており、取引金額については資金の借入残高の純増減額を記載しております。

なお、当事業年度におけるキャッシュマネジメントシステムを利用した借入額は27,259百万円であります。

貸付及び借入利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、資金の借入に対して担保提供はありません。

(注2) 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて決定しております。また取引金額及び期末残高は不動産売却のための手付金です。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 425円23銭
1株当たり当期純利益 41円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

名鉄運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嗣 平 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 實 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名鉄運輸株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名鉄運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 膳本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

名鉄運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 嗣平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 實	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名鉄運輸株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

名鉄運輸株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 高木 義博 ⑩

監査役(社外監査役) 小笠原 敏彦 ⑩

監査役(社外監査役) 鈴木 實 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要政策の一つと考え、業績に対応した配当を行うことを基本とし、あわせて今後の企業体質の強化と事業展開を念頭におき、内部留保の充実にも配慮し安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社をとりまく事業環境は依然として厳しいものの、一定の内部留保を確保できたことから、安定的な配当を維持するための自己資本の強化と、今後の事業展開など総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は121,454,810円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる制度を導入するため、変更案第30条（取締役の責任免除）および変更案第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、変更案第30条の新設を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

- (2) 取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨、変更案第31条（取締役との責任限定契約）および変更案第40条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、変更案第31条の新設を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするものであります。
- (4) 周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (5) その他、全般にわたり、用語の変更のほか、文言の修正、追加および削除、構成の整理、条数の整備など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略) (公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり) (公告の方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略) (<u>基準日</u>) 第13条 <u>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会 (招集の時期)</p> <p>第14条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第15条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第16条 (条文省略) (議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p>第13条 (現行どおり) (<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり) (<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 (現行どおり) (議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p><u>第26条</u></p> <p><u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>第27条～第29条</u> (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第31条</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p><u>第32条～第38条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役上春陽一氏、杉浦実氏、中島慎太郎氏、濱正典氏、田中明彦氏並びに河野英雄氏の6名は辞任されますので、その補欠選任とあわせて、経営陣の強化を図るため取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	うじ はら けん じ 氏 原 賢 二 (昭和34年6月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年10月 当社引越事業部長 平成22年6月 当社営業部引越担当部長 平成24年5月 名鉄ゴールドデン航空(株)取 締役 平成26年5月 当社大阪支社長(現任) 平成26年6月 当社役員待遇(現任)	6,000株
2	よし ぐち かつ ひこ 吉 口 克 彦 (昭和42年2月9日生)	平成元年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成25年7月 当社情報システム開発室 付部長 平成26年5月 当社情報システム開発室 長 平成26年6月 当社役員待遇(現任) 平成27年4月 当社営業管理部長兼情報 システム開発室長(現 任)	1,000株
3	にし かげ ひろし 西 蔭 洋 (昭和28年12月4日生)	昭和53年4月 四国名鉄運輸(株)入社 平成15年3月 同社取締役 平成22年6月 同社常務取締役 平成27年6月 同社取締役社長(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	こん どう のり ひろ 近 藤 乗 弘 (昭和31年1月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成23年11月 名鉄急配(株)総務部部长 平成24年6月 九州名鉄運輸(株)取締役 平成25年6月 同社常務取締役 平成25年7月 東北名鉄運輸(株)専務取締 役 平成27年5月 名鉄急配(株)取締役社長 (現任)	6,000株
5	やま もと あ ど 山 本 亜 土 (昭和23年12月1日生)	昭和46年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 名鉄産業(株)取締役会長 (株)名鉄マネジメントサー ビス取締役社長 (株)名鉄プロパティ取締役 社長	0株
6	おお にし てつ ろう 大 西 哲 郎 (昭和30年11月1日生)	昭和53年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成19年6月 宮城交通(株)常務取締役 平成21年6月 同社専務取締役 平成23年6月 同社取締役社長 平成25年6月 名古屋鉄道(株)専務取締 役 (現任) 平成25年7月 同社鉄道事業本部長	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株 式 数
7	いの う え し ょ う じ 井 上 尚 司 (昭和32年7月29日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 片山欽司法律事務所入所 平成21年7月 井上尚司法律事務所開所 平成22年10月 名古屋簡易裁判所 民事調停官任官 平成25年10月 佐尾・井上法律事務所開 所(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本亜土氏は、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の取締役社長を兼職しております。同社と当社との関係は9ページに記載のとおりであります。
3. 大西哲郎氏は、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の専務取締役を兼職しております。同社と当社との関係は9ページに記載のとおりであります。
4. 井上尚司氏は、社外取締役候補者であります。
5. 井上尚司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地及び豊富な経験等を当社の経営に反映していただくためであります。
6. 当社は、社外取締役候補者の井上尚司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出いたしました。なお、原案どおり選任された場合には、独立役員となる予定であります。
7. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり可決され、また、井上尚司氏の選任が可決された場合には、会社法第427条第1項及び定款第31条の規定に基づき、当社は同氏との間で、法令に定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了になりますので、監査体制の強化を図るため、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	たかぎ よしひろ 高木 義博 (昭和33年1月7日生)	昭和55年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成21年6月 岐阜乗合自動車(株)取締役 平成23年6月 当社常任監査役（現任）	5,000株
2	おがさわら としひこ 小笠原 敏彦 (昭和34年2月4日生)	昭和56年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成19年7月 同社監理部連結担当部長 平成20年7月 同社監査室長 平成22年7月 同社内部統制室長 平成24年6月 同社常任監査役（現任） 平成26年6月 当社監査役（現任）	0株
3	※ むとう まさゆき 武藤 雅之 (昭和28年9月4日生)	昭和53年4月 名古屋鉄道(株)入社 平成20年7月 同社病院事務部長 平成21年6月 同社取締役 平成24年6月 同社常務取締役 平成25年6月 矢作建設工業(株)取締役兼 専務執行役員（現任）	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
4	※ やす い ひで き 安 井 秀 樹 (昭和26年10月8日生)	平成18年7月 松阪税務署長 平成19年7月 名古屋国税局調査部国際 調査課長 平成20年7月 名古屋国税局調査部調査 総括課長 平成21年7月 名古屋国税局調査部次長 平成23年7月 岐阜北税務署長 平成24年8月 税理士登録 平成24年8月 安井秀樹税理士事務所所 長(現任)	0株

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 小笠原敏彦氏は、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の常任監査役を兼職しております。同社と当社との関係は9ページに記載のとおりであります。
4. 武藤雅之氏は、矢作建設工業株式会社の取締役兼専務執行役員を兼職しております。また、過去5年間に於いて、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の業務執行者になったことがあります。同氏の当該会社における過去5年間の業務執行者としての地位は「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
5. 武藤雅之氏及び安井秀樹氏は、社外監査役候補者であります。
6. 武藤雅之氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営の監査に反映していただくためであります。
7. 安井秀樹氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地及び豊富な経験等を当社の監査に反映していただくためであります。また、企業税務に精通しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 当社は、社外監査役候補者の安井秀樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出いたしました。なお、原案どおり選任された場合には、独立役員となる予定であります。
9. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり可決され、また、武藤雅之氏並びに安井秀樹氏の選任が可決された場合には、会社法第427条第1項及び定款第40条の規定に基づき、当社は両氏との間で、法令に定める最低責任限度額を損害賠償の限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

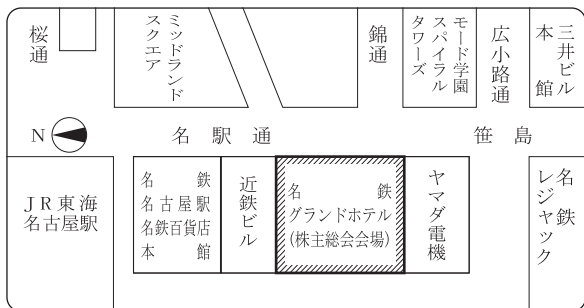
本總會終結の時をもって、取締役上春陽一氏並びに杉浦実氏は退任されますので、在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈させていただきたくこととし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと思います。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
上 春 陽 一	平成16年6月 当社取締役
	平成19年6月 当社常務取締役
	平成20年6月 当社専務取締役（現任）
杉 浦 実	平成17年6月 当社取締役
	平成20年6月 当社常務取締役
	平成22年6月 当社専務取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



名鉄グランドホテル専用エレベーターで11階までお越しください。

(名鉄・JR東海・地下鉄名古屋駅から徒歩約5分)